

2025 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 PKSHA Technology
(コード番号 3993：東証プライム)
代表者名 代表取締役社長 上野山 勝也
(コード番号：3993、東証プライム市場)
問合せ先 財務 IR グループ長 布野 宏明
(TEL. 03-6801-6718)

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「株式会社サーキュレーション（証券コード：7379）に対する公開買付けの開始及び資金の借入れに関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

株式会社PKSHA Technology（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 7 月 4 日開催の取締役会において、株式会社サーキュレーション（証券コード：7379、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（本新株予約権（2025 年 7 月 4 日付「株式会社サーキュレーション（証券コード：7379）に対する公開買付けの開始及び資金の借入れに関するお知らせ」（以下「2025 年 7 月 4 日付プレスリリース」といいます。）の「2. 買付け等の概要」の「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」における定義と同様です。以下同じとします。）の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2025 年 7 月 7 日より本公開買付けを実施しておりますが、本公開買付けに係る公開買付届出書につきまして、記載事項の一部に誤記があったことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 1 項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 7 月 23 日付で関東財務局に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 7 月 4 日付プレスリリースを以下のとおり一部訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等を変更するものではありません。

記

訂正箇所には下線を付しております。

I 本公開買付けについて

2. 買付け等の概要

(訂正前)

(7) 買付け等による株券等所有割合

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	76,573
a のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	4,388
b のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2025 年 7 月 4 日現在）（個）（d）	6,206
d のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—

eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月4日現在)(個)(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2025年4月30日現在)(個)(j)	84,568
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	92.50
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a + d + g)/(j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100$)(%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(7,657,360株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本新株予約権の発行要項に基づき株式に換算した対象者株式の数(438,800株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3)特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月4日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令(「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。))をいいます。以下同じです。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載するところ、現時点での調査において、特別関係者は該当ありませんが、公開買付者は、公開買付届出書提出後に特別関係者が所有する対象者の株券等を確認の上、公開買付届出書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注4)「対象者の総株主等の議決権の数(2025年4月30日現在)(個)(j)」は、対象者半期報告書に記載された総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び第1回新株予約権、第2回新株予約権又は第3回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(8,524,960株)から第4回新株予約権670個の目的となる対象者株式の数(67,000株)及び第5回新株予約権1,800個の目的となる対象者株式の数(180,000株)を控除した株式数(8,277,960株)に係る議決権の数(82,779個)を分母として計算しております。

(注5)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

(7) 買付け等による株券等所有割合

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	76,573
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	4,388
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—

公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2025年7月4日現在）（個）（d）	6,206
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年7月4日現在）（個）（g）	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（2025年1月31日現在）（個）（j）	80,689
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（%）	92.50
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100$ （%）	100.00

（注1）「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定数（7,657,360株）に係る議決権の数を記載しております。

（注2）「aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本新株予約権の発行要項に基づき株式に換算した対象者株式の数（438,800株）に係る議決権の数を記載しております。

（注3）特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年7月4日現在）（個）（g）」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令（「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。以下同じです。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載するところ、現時点での調査において、特別関係者は該当ありませんが、公開買付者は、公開買付届出書提出後に特別関係者が所有する対象者の株券等を確認の上、公開買付届出書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

（注4）「対象者の総株主等の議決権の数（2025年1月31日現在）（個）（j）」は、対象者が2025年3月14日に関東財務局長提出した第12期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）及び第1回新株予約権、第2回新株予約権又は第3回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（8,524,960株）から第4回新株予約権670個の目的となる対象者株式の数（67,000株）及び第5回新株予約権1,800個の目的となる対象者株式の数（180,000株）を控除した株式数（8,277,960株）に係る議決権の数（82,779個）を分母として計算しております。

（注5）「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

以 上